

## 歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;"><u>平成18年7月3日医政発第0703012号</u>  <u>平成21年3月27日医政発第0327035号</u>  <u>平成22年3月30日医政発0330第4号</u>  <u>平成23年3月30日医政発0330第9号</u></p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 補助対象          歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年6月28日厚生労働省令103号（以下「省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く公私立大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）であり、現に研修歯科医を受け入れている施設を対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;"><u>平成18年7月3日医政発第0703012号</u>  <u>平成21年3月27日医政発第0327035号</u>  <u>平成22年3月30日医政発0330第4号</u></p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 補助対象  <u>(1) 臨床研修事業</u>          歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年6月28日厚生労働省令103号（以下「省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く公私立大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）であり、現に研修歯科医を受け入れている施設を対象とする。</p> <p><u>(2) 臨床研修支援事業</u>          省令に準じて臨床研修を行う公私立大学歯学部附属病院</p>

新	旧
<p>3 補助対象外 (略)</p> <p>4 事業内容  平成17年6月28日医政発第0628012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく事業とする。</p>	<p><u>であり、今後臨床研修を行う予定である歯科医師国家試験の受験資格を持つ者（以下「支援対象者」という。）を現に受け入れている施設を対象とする。</u></p> <p>3 補助対象外 (略)</p> <p>4 事業内容  <u>(1) 臨床研修事業</u>  平成17年6月28日医政発第0628012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」<u>(以下「施行通知」という。)</u>に基づく事業とする。  <u>(2) 臨床研修支援事業</u>  <u>支援対象者に対して行う次の事業とする。</u>  ① <u>技術修練及び指導</u>  <u>施行通知に基づく指導歯科医が支援対象者に行う技術修練及び指導</u>  ② <u>進路指導</u>  <u>施行通知に基づくプログラム責任者又はこれに準ずる者が支援対象者に行う進路指導（歯科医師以外の進路を含む。）</u></p>

新	旧
<p>5 申請の手続き (略)</p> <p>6 書類の保管等 (略)</p>	<p>③ <u>進路(就職)セミナー</u>  <u>歯科医師以外の職種に就業することを目的として行</u>  <u>う啓発セミナー又は合同企業説明会等</u></p> <p>5 申請の手続き (略)</p> <p>6 書類の保管等 (略)</p>